

2021年度 京都芸術大学 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う授業料等減免募集要領

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯の通学課程学部生に対する経済支援として、下記のとおり大学独自の授業料減免制度を募集します。

該当する学生で、この減免制度を希望する場合は、下記の要領を確認のうえ所定の手続きを行ってください。

1. 申込条件

申請には次の(1)から(3)の条件を全て満たすものとする。なお、留学生については、(1)から(4)の全てを満たすものとする。

(1) 本学に在籍する通学課程学部生（正規生）。

但し、休学者、卒業延期者は、この制度に申込できません。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があり、公的支援の受給証明書を提出できる者。

（公的支援とは：緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予等を言う）又は、学生本人の父母又はそれに代わって家計を支えている者1名（以降、主たる家計支持者という）が事由発生後の収入を証明する書類（給与明細等）を基に直近一ヶ月分を12倍（以降、今年の収入見込みという）した結果、令和2年の収入と比較し1/2以下となっていること。

(3) 主たる家計支持者の令和3年の年収見込み額が、給与所得者の場合は税込年収が841万円以下、給与所得者以外の場合は所得が355万円以下である者。

(4) 令和3年5月1日現在で、出入国管理及び難民認定法別表第一の四に定める「留学」の在留資格を保有している者、又は過去6か月の間に「留学」の在留資格を保有していた者で、令和3年5月1日現在で「留学」の在留期間更新手続きを行っており、その後、更新が認められた者。なお、これらに該当しない場合であっても、自宅における遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題研究（以下遠隔授業等という）を行っている者も対象とする。

2. 減免内容

【減免金額】20万円（2021年度後期授業料より減免とする）

【採用予定人数】10名

※申請者数が採用予定数を上回る場合は、経済的困窮度の高い上位10名を減免対象者とします。

困窮度の算出方法にあたっては、日本学生支援機構奨学生選考の際の計算要領に準じて計算した困窮度（係数）を使用します。また、10位周辺に困窮度が同じ者が複数いる場合は、成績（GPA）で判断します。

※後期授業料等を既に納入済みの場合は、減免相当額を返還します。

3. 申請期間

2021年10月18日（月）～2021年11月9日（火）

※結果は12月下旬（予定）に大学発行のメールで通知します。

4. 申請書類

以下の書類を申請期間内に、教学事務室学生生活窓口に提出してください。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う授業料等減免 申請書
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の証明書
(公的支援を受けていない場合は、申告書が必要)
- ③ 生計維持者である父母の令和 3 年度所得証明書 [2020 年 1~12 月分の収入内訳が記載] (収入の有無に関わらず必要)
- ④ 令和 2 年の収入と比較し 1 / 2 以下となっていることが確認できるもの。(※1 または※2)
※1 給与所得者は令和 3 年 1 月から申請日の前月までの給与明細等
※2 給与所得者以外は令和 3 年 1 月から申請日の前月までの売上げ台帳等

5. その他

授業料等減免の適用は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う家計状況を審査し、経済的困窮度が著しく高い学生であると判断した場合に限ります。

なお、申請に際し、虚偽又は重大な過失があった場合は授業料等減免の決定を取り消す場合があります。

以上

6. 問い合わせ先および申請書類送付先

【問い合わせ先】 京都芸術大学 教学事務室 学生生活窓口

Tel. : 075-791-9165

Mail. : gakusei@office.kyoto-art.ac.jp

【申請書類送付先】 〒606-8271 京都市左京区北白川瓜生山 2-116

京都芸術大学 教学事務室 学生生活窓口宛

※「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う授業料等減免申請書類在中」と封筒の表面に朱書きしてください。

※書類を郵送する場合は郵便局などの追跡サービス(レターパック、簡易書留等)を使用してください。